改正業務報酬基準(2019年告示98号)講習会のご案内

公益社団法人 福島県建築士会 会津支部 一般社団法人 福島県建築士事務所協会 会津支部

口開催目的

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が 10 年ぶりに改正されました。 国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求基準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、昨年実施の調査結果に基づき、建築士事務所が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう同基準の改定を行なったものです。

今回、同基準の改正内容について建築士事務所をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、県内での説明会を開催することにしました。

当会の会員・非会員を問わず、この機会に多くの方々にご聴講をいただき、建築士事務所の適正な業務報酬による業務の健全化・良質な建築物の提供に役立てていただくよう、この機会にぜひご受講ください。

口主 催 一般社団法人福島県建築士事務所協会 会津支部 、公益社団法人福島県建築士会 会

□日 時 津支部 2 0 1 9年 6 月 1 3 日 (木) 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

□場 所 A i CT (アイクト) 交流棟 (会津 I CTオフィス)

会津若松市東栄町1-72

□**受講対象者** 建築士、建築士事務所の開設者、行政職員、その他建築関係者

口説明内容 ①建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる

報酬基準の改正内容等について

②改正建築士法の概要 ※国土交通省によるDVD解説(約2時間)

口受 講 料 無料(当協会会員、非会員とも)

ロテキスト 国土交通省(業務報酬基準検討委員会編集)配布資料

※当日、テキストを無料で配布します。

□申し込み ①参加申し込みは事務所協会支部へ直接お申込みください

②会場の定員に達し次第締め切ります(先着順)

口問合せ先 一般社団法人福島県建築士事務所協会 会津支部 事務局

住所 会津若松市東栄町9-17

(有)佐藤建築設計事務所 佐藤

TEL: 0242-27-0614 FAX: 0242-27-0615

(一社)福島県建築士事務所協会 会津支部 事務局 行

<FAX:0242-27-0615>

※参加希望者はFAX してください。

2019年 月 日

参加申込書※6月7日(金)必着

所属・団体名・会社名	役 職 名	氏 名	〇を付けてください
			・会員・非会員
			· 会員 · 非会員

※個人情報は本説明会のみ使用し、厳重に管理します。

講習無料

定員80名